

# 大阪府立支援学校における教育条件整備を求める緊急アピール

## 大阪障害児教育運動連絡会

大阪の障害児教育をよくする会	会長	牧野 真美
大阪障害児・者を守る会	会長	播本 裕子
障害者(児)を守る全大阪連絡協議会	代表幹事	井上 泰司
大阪府立障害児学校教職員組合	執行委員長	戸田 勝浩
大阪教職員組合障害児教育部	部長	唐岩 慶
全国障害者問題研究会大阪支部	支部長	大島 悦子

## 1. はじめに

大阪府教育委員会（以下、府教委）は2017年3月に「大阪府立支援学校における知的障がい児童生徒数の将来推計」を実施し、2026年度までの10年間で約1400人増加する見込みと公表しました。そして、2018年3月、「府立支援学校における知的障がい児童生徒の教育環境の充実に向けた基本方針」を発表しました。発表された「基本方針」は、子どもの権利を保障するためには極めて不十分なもので、その内容は、「特別教室の普通教室への転用」「通学区域割の変更」「知肢併置の拡大」「必要最小限の新校整備」等というものとどまっています。

大阪障害児教育運動連絡会は、この「基本方針」は、子どもたちが適切な教育を受ける権利を保障する上で看過できないものとして、緊急アピールを発表します。

## 2. 特別支援学校在籍児童生徒の大幅な増加について

2003年3月、文科省内に設置された調査研究協力者会議は、全児童生徒の約6.3%（67万人）にあたる発達障害の児童生徒を障害児教育の対象に加えることなどを盛り込んだ「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」を発表しました。そして「最終報告」は、障害児教育における基盤整備を「量的な面において概ねナショナルミニマムは達成されている」とし、新たに加えた対象児童生徒の教育条件整備については、「既存の資源の再配分」ですすめるとしました。

一方、特別支援学級や通級指導教室および特別支援学校の在籍者は全国的に増加の一途をたどり、大阪府では、2017年度の特別支援学級在籍が28675人で、特別支援教育体制がスタートした2007年との比較で2.49倍に増加、特別支援学校のそれは9340人で1.41倍となっています。これは、大阪府内の通常学級で学ぶ小・中学校生や高校生の在籍が減少傾向であることに比べると対照的です。この結果、「過大・過密・長時間通学」の特別支援学校が増加、在籍児童生徒の増加に見合う学級設置が進まないことから特別支援学級では、教員一人当たりが担当する児童生徒が大幅に増加するなどの問題が顕在化しています。

特別支援学級や特別支援学校、通級指導教室の在籍児童生徒が増加する原因について、私たちは「障害やそれによって生じる困難に応じた、より手厚く専門的な教育」を願う保護者などの要求の高まりがあると考えています。その一方で、通常教育の困難の増加も指摘できます。日本の教育制度は

「過度に競争的である」として国連「子どもの権利委員会」の是正勧告を再三にわたって受けています。全国一斉学力調査に加え、大阪府独自のチャレンジテストがすすめられるなど、「競争と選別」の教育が強められています。子どもたちを競争にかり立て、学校の「荒れ」が大きく広がり、教育困難が深刻化しています。さらに、35人以下学級への改善が全くすすまない通常学級の劣悪な教育条件も相まって、多くの子どもや保護者が通常学級から居場所を求めて、特別支援学級や特別支援学校等に在籍を移す選択をしています。

以上のことから「最終報告」での「既存の資源の再配分」という政策は破綻していると言わざるをえません。このことから、特別支援学校等の在籍児童生徒の大幅な増加に対応するためには、通常の学校の教育条件と教育内容を抜本的に改善し、特別支援教育の基本構想を再構築することが必要だと考えます。

### 3. 在籍児童生徒数の「将来推計」と計画的な教育条件整備について

全国的に増加の一途をたどる在籍児童生徒数により、特別支援学校の教室不足が深刻化する状況を受けて、文部科学省は2008年3月に「特別支援学校の在籍児童生徒等の増加に伴う大規模化・狭隘化への対応について」を各都道府県に通知しました。これにより各都道府県は、「適切な学校規模」、「幼児児童生徒数の的確な将来推計及びその把握」、「将来計画を策定するなどして総合的かつ計画的な対応」が求められることになりました。

この通知を受けて府教委は、2008年に府立支援学校における知的障害児童生徒が今後10年間で1200人増加する推計値を公表し、2009年に4校の新校整備を発表しました。しかし、この10年間で知的障害児童生徒は1462人増加し、府内支援学校の「過大・過密」は一層すすんでいます。2017年には今後10年間で1400人増加する推計値を発表しましたが、府教委は「新校整備は最小限にとどめる」としています。

そもそも、在籍児童生徒数の将来推計を実施することは、「総合的かつ計画的な対応」の推進をおこなうためであり、「新校整備は最小限にとどめる」とする府教委の主張は、「子どもの学習権」保障を放棄した態度です。

### 4. 大阪府立支援学校の劣悪な教育条件について

#### (1) 教室不足と「過大・過密」問題

2018年度、府内知的障害支援学校の在籍児童生徒が300人を超える学校数は、11校あり、25校ある大阪府立知的障害支援学校の約半数にせまるものです。府内の支援学校の多くは、開校当初に想定した児童生徒数の規模を大きく超えており、教室不足と「過大・過密」問題は深刻です。各学校からは、「玄関を仕切って教室に転用している」「窓が開かない教材室を小学部の教室に転用している」「美術室を2つに仕切って使っているため、片方には水道設備がない」「図書室とは名ばかりで、授業で部屋を広く使えるように、本は倉庫にしまっていて読めない」などの実態が報告されています。

このような事態の根幹にあるのが、幼稚園から小中学校、高校、大学はもちろん、専門学校にまである設置基準（学校を設置するのに必要な施設や学級編成等の最低の基準）が特別支援学校だけにな

いことです。「設置基準」が策定されていないことで、大阪の支援学校で学ぶ子どもたちは、「特別教室の普通教室への転用」や「過大・過密」の学校につめこまれるなど、劣悪な教育環境に置かれており、もはや人権侵害といえます。

## (2) 不十分な学校設置と長時間通学問題

府内には特別支援学校が適切に配置されていないことから、校区が広範にわたり、校区の人口も多くなっています。子どもたちの生活圏や福祉圏域が守られずに設定されている地域も多く、長時間通学が強いられている児童生徒が多くいます。例えば中河内地域には、知的障害支援学校が八尾支援学校しかないため、東大阪市在住の子どもたちは、高等部になると、八尾支援学校・肢体不自由校である東大阪支援学校・交野支援学校四條畷校に校区を割り振られて、転校を余儀なくされます。加えて、人数あわせのため、東大阪市内の向陽学園に入所している児童生徒は遠く離れた羽曳野市の西浦支援学校に通学しています。同様の問題は、大阪府内の各地域でもあり、いびつな通学区域割による矛盾があります。

## 5. 府教委が発表した「府立支援学校における知的障がい児童生徒の教育環境の充実に向けた基本方針」(以下「基本方針」)の問題点について

### (1) 根本的な問題点「児童生徒の増加予想に見合う学校建設の放棄」

府教委は2008年に児童生徒数の「将来推計」を発表した際、2010年には新校整備までの「仮校舎」4分校を設置し、児童生徒の増加には新校整備で対応しました。しかし、今回発表した基本方針では、2008年度の推計値を上回る1400人の児童生徒の増加を見込みながら、新校整備を「必要最小限にとどめる」とし、児童生徒の増加予想に見合う学校建設を放棄する態度です。これが「基本方針」の根本的な問題点であり、府教委自身の「矛盾」を繕うため「基本方針」は、以下に述べる場当たりの対応に終始しています。

### (2) 根本的問題点から生じる場当たりの対応

#### ① 「より一層の『過大・過密』を引き起こす特別教室の転用」

府教委は、これまでも児童生徒の増加を理由に、「特別教室の普通教室への転用」をおこない、多くの学校で特別教室が普通教室に転用されています。現在でも不足している特別教室をさらに普通教室に転用し、つめこみを推進し「過大・過密」の支援学校をつくらうとしています。

特別教室とは、音楽や美術、家庭科の作品制作や実習、理科の実験など、普通教室にはない施設設備の整った教室です。そうした特別教室を、児童生徒増加の対策として安易に転用することは、豊かな特別支援教育とは程遠いものです。

#### ② 「計画性のない通学区域割変更」

府教委は、この間、知的障害児童生徒の在籍増に伴い、数合わせにしか過ぎない通学区域割の変更を重ねています。「基本方針」においても、さらなる通学区域割の変更を掲げ、児童生徒や保護者に不安を与えています。また、通学区域割は、子どもたちの生活圏や福祉圏域などを十分考慮できていない問題点もあり、一層の困難を子どもと保護者に押し付けるものです。

#### ③ 「在籍児童生徒数の数合わせに過ぎない知肢併置校の拡大」

府教委は、知的障害児童生徒の在籍増への対応を肢体不自由校に押し付ける「知肢併置」を多くの

保護者・関係者の反対を押し切ってすすめてきました。これにより、肢体不自由校では教室不足に加え、運動場の狭さなど、肢体不自由と知的障害の双方の子どもたちにとって教育条件の悪化が生じています。また、知的障害の生徒は、高等部進学に伴い知肢併置校に転学を余儀なくされ、小中高一貫教育が保障できない問題も生じています。「基本方針」はこうした状況をさらに拡大しようとしています。さらに「基本方針」では、学校の「障がい種別の変更」の可能性も含めて検討するとしており、従来の障害種別ごとの設置や学校の機能を変更するなど、大規模再編も視野に入れていきます。

## 6. 私たちが求める適正規模による特別支援学校の抜本的増設について

府教委は、知的障がい児童生徒の教育環境の充実に向けた「基本方針」としてはいますが、その実態は、さらに児童生徒を学校につめこみ、「過大・過密」問題を深刻化するものです。

府立支援学校の「過大・過密」の解消には、府内4地域に続く学校建設が必要です。引き続き、大阪府学校教育審議会（1992年）が150～200人と答申した適正規模で、自宅から学校まで40分以内という地域にねざした学校が適正配置されるべきだと私たちは考えます。また、希望者には小・中・高等部が同じ学校で学ぶ選択も保障されるべきです。当面、増加が見込まれる1400人に対応するために7校の新校建設がただちに必要です。

今回の「基本方針」は、「増加する知的障害児童生徒に対応」するものとしていますが、大阪の支援学校では、他の障害種別でも子どもたちや保護者に大きな負担を強いている実態があります。私たちは、以下のように考えています。

大阪の北部に聴覚支援学校がないため、北摂地域や豊能地域の子どもは高等部に進学すると、堺市のだいでん聴覚高等支援学校に通わなければなりません。聴覚特別支援学校の適正配置も必要です。また、医療的ケアが必要な子どもの通学保障・長時間通学については、大阪市が実施している看護師付きタクシー通学制度を府立支援学校でも実施すべきです。そして、現在ある北視覚支援学校、南視覚支援学校、中央聴覚支援学校の寄宿舍を存続させ、子どもの豊かな成長と発達を支える教育的な入舎を認めるなど、寄宿舍機能の充実を図ることも求められます。

## 7. おわりに

国連で採択された「障害者の権利条約」の教育分野においては、「障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること」（第24条1の〈b〉）というインクルーシブ教育が強く求められています。私たちは特別な教育的ニーズをもつ障害のある子どもたちが、通常学級、支援学級、支援学校、通級指導教室など、どこで学んでいても、適切な教育を受ける権利が保障されるべきだと考えています。

私たちは、特別支援学校等の在籍児童生徒の大幅な増加に対応するためには、通常の学校の教育条件と教育内容を抜本的に改善し、特別支援教育の基本構想を再構築することが必要と考えます。

私たちは、当面緊急に「基本方針」を見直し、子どもの権利を保障するため、地域に根ざした学校が適切に配置されるよう、大阪府立支援学校の抜本的増設を求める請願署名にとりくみます。

ぜひ、みなさまのご協力をお願いいたします。